（仮想通貨交換業に関する報告書）

第二十九条　法第六十三条の十四第一項の仮想通貨交換業に関する報告書は、事業概況書及び仮想通貨交換業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十一号（外国仮想通貨交換業者にあっては、別紙様式第十二号）により作成し、事業年度の末日から三月以内（外国仮想通貨交換業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及びこれら書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十条　法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第二十条第一項第一号の方法により利用者の金銭を管理する場合　預金又は貯金の口座のある預金銀行等が発行する残高証明書

二　第二十条第一項第二号の方法により利用者の金銭を管理する場合　信託業務を営む金融機関等が発行する残高証明書

三　第二十条第二項各号の方法により利用者の仮想通貨を管理する場合　電磁的記録に記録された当該仮想通貨の残高に係る情報を書面に出力したものその他の仮想通貨の残高を証明するもの

四　分別管理監査を受けた場合　公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

（公告の方法）

第三十一条　法第六十三条の十七第二項及び第六十三条の十九の規定による公告は、官報によるものとする。

第四章　雑則

（廃止の届出等）

第三十二条　法第六十三条の二十第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　法第六十三条の二十第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日

五　仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

3　法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

4　法第六十三条の二十第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法を示すものとする。

5　仮想通貨交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　仮想通貨交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（法令違反行為等の届出）

第三十三条　仮想通貨交換業者は、取締役等又は従業者に仮想通貨交換業に関し法令に違反する行為又は仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第十六号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

一　当該行為が発生した営業所の名称

二　当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名

三　当該行為の概要

（経由官庁）

第三十四条　仮想通貨交換業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該仮想通貨交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該仮想通貨交換業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第三十五条　仮想通貨交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第三十六条　金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月二十五日から施行する。

（改正法施行前における仮想通貨交換業者の登録を受けるための準備行為）

第二条　改正法第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第四条の登録申請書及び第六条に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、新資金決済法第六十三条の三の登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

（仮想通貨交換業の報告書に関する経過措置）

第三条　第二十九条第二項の規定（同項に規定する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る部分に限る。）は、この府令の施行の日の属する事業年度の翌事業年度から適用する。

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　－　）

申請者　住　所

電話番号（　）　－

商　号

代表者の　　印

氏　名

登　録　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により仮想通貨交換業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）

※　登　録　番　号	財務（支）局長　第　　号（　年　月　日）
（ふりがな）	
１．商　　号	
（ふりがな）	
２．代　表　者　の　氏　名	